第19回久慈市議会定例会会議録（第１日）

議事日程第１号

平成26年８月28日（木曜日）午前10時00分開議

第１　会期の決定

議会運営委員長の報告

第２　会議録署名議員の指名

第３　認定第１から認定第９号まで、議案第１号から議案第18号まで及び報告第１号から報告第４号まで

提案理由の説明・総括質疑

決算特別委員会の設置

委員会付託（議案第１号から議案第５号まで、議案第11号から議案第13号まで、議案第17号及び議案第18号を除く）

第４　議案第17号（質疑・採決）

第５　議案第18号（質疑・採決）

第６　議案第１号（質疑・討論・採決）

第７　議案第11号、議案第12号、議案第13号（質疑・討論・採決）

第８　請願３件

請願の紹介

委員会付託

会議に付した事件

日程第１　会期の決定

議会運営委員長の報告

日程第２　会議録署名議員の指名

日程第３　認定第１号　平成25年度久慈市一般会計歳入歳出決算

認定第２号　平成25年度久慈市土地取得事業特別会計歳入歳出決算

認定第３号　平成25年度久慈市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

認定第４号　平成25年度久慈市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

認定第５号　平成25年度久慈市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算

認定第６号　平成25年度久慈市魚市場事業特別会計歳入歳出決算

認定第７号　平成25年度久慈市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

認定第８号　平成25年度久慈市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

認定第９号　平成25年度久慈市水道事業会計決算

議案第１号　平成26年度久慈市一般会計補正予算（専決第１号）の専決処分に関し承認を求めることについて

議案第２号　平成26年度久慈市一般会計補正予算（第３号）

議案第３号　平成26年度久慈市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）

議案第４号　平成26年度久慈市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）

議案第５号　平成26年度久慈市水道事業会計補正予算（第２号）

議案第６号　家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

議案第７号　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

議案第８号　市営住宅等条例の一部を改正する条例

議案第９号　久慈湊漁港海岸災害復旧（23災第633号防潮堤）その３工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

議案第10号　久慈湊漁港海岸災害復旧（23災第633号防潮堤）その２工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて

議案第11号　久慈地下水族科学館管理棟改築主体工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

議案第12号　久慈地下水族科学館管理棟改築電気設備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

議案第13号　久慈地下水族科学館災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

議案第14号　市道路線の認定に関し議決を求める

ことについて

議案第15号　市道路線の認定に関し議決を求めることについて

議案第16号　市道路線の変更に関し議決を求めることについて

議案第17号　人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて

議案第18号　人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて

報告第１号　平成25年度久慈市健全化判断比率等の報告について

報告第２号　職員による自動車事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

報告第３号　除雪に伴う自動車事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

報告第４号　除雪に伴う自動車事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

日程第４　議案第17号　人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて

日程第５　議案第18号　人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて

日程第６　議案第１号　平成26年度久慈市一般会計補正予算（専決第１号）の専決処分に関し承認を求めることについて

日程第７　議案第11号　久慈地下水族科学館管理棟改築主体工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

議案第12号　久慈地下水族科学館管理棟改築電気設備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

議案第13号　久慈地下水族科学館災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

日程第８　請願受理第12号　手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願

請願受理第13号　「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」継続に向けた、国への要請を求める請願

請願受理第14号　消費税10％への引き上げ反対の意見書を求める請願

出席議員（22名）

１番　梶谷武由君	２番　下川原光昭君
４番　上山昭彦君	５番　泉川博明君
６番　木ノ下祐治君	７番　畑中勇吉君
８番　砂川利男君	９番　山口健一君
10番　桑田鉄男君	12番　中平浩志君
13番　小柳正人君	14番　堀崎松男君
15番　小倉建一君	16番　小野寺勝也君
17番　城内仲悦君	18番　下舘祥二君
19番　中塚佳男君	20番　八重櫻友夫君
21番　髙屋敷英則君	22番　宮澤憲司君
23番　大沢俊光君	24番　濱欠明宏君

欠席議員（２名）

３番　藤島文男君　11番　澤里富雄君

事務局職員出席者

事務局長　大森正則　事務局次長　嵯峨一郎

議事グループ総括主査　田髙　慎　議事グループ主任　長内紳悟

説明のための出席者

市長	遠藤　譲一君	副市長	中居　正剛君
総務部長	勝田　恒男君	総合政策部長	一田　昭彦君
総合政策部付部長	奈良　透君	市民生活部長	澤口　道夫君
健康福祉部長（兼）福祉事務所長	和野　一彦君	農林水産部長	米澤　喜三君
産業振興部長	澤里　充男君	建設部長（兼）水道事業所長	中森　誠君
山形総合支所長	中新井田欣也君	会計管理者	鹿糠沢光夫君
教育委員長	鹿糠　敏文君	教育長	加藤　春男君
教育次長	小倉　隆喜君	選挙管理委員長	大沢　寿一君
監査委員	石渡　高雄君	農業委員会事務局長	泉澤　民義君
総務部総務課長（併）選管事務局長	久慈　清悦君	監査委員事務局長	田端　正治君
教育委員会総務学事課長	夏井　正悟君		

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

午前10時00分　　開会・開議

○議長（八重櫻友夫君）　ただいまから第19回久慈市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

欠席通告が、藤島議員及び澤里議員よりありました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

諸般の報告

○議長（八重櫻友夫君）　諸般の報告をいたします。

市長から議案等の提出があり、お手元に配付してあります。

次に、請願３件を受理いたしましたので、お手元に

配付してあります。

次に、監査委員から現金出納検査結果の報告３件が提出され、お手元に配付してあります。

次に、６月定例会以降の当職の出席した会議等、主な事項について概要を配付してあります。

なお、地方自治法第100条第13項並びに久慈市議会会議規則第120条第１項ただし書き及び同条第２項の規定により、当職において決定し、議員派遣した内容については、配付のとおりとなっておりますのでご了承願います。

次に、平成26年度委員会所管事項調査報告書が各常任委員会から提出されており、その写しを配付してあります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第１　会期の決定

○議長（八重櫻友夫君）　これより本日の議事日程に入ります。

日程第１、会期の決定を議題といたします。

会期日程案に関し、委員長の報告を求めます。小柳議会運営委員長。

〔議会運営委員長小柳正人君登壇〕

○議会運営委員長（小柳正人君）　第19回久慈市議会定例会の運営につきまして、去る８月26日に議会運営委員会を開催し、協議をいたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

今定例会で審議いたします案件は、市長付議事件27件及び請願３件であります。

また、平成25年度久慈市健全化判断比率等の報告、ほか３件の報告があります。

一般質問については、５会派及び１人の計６人の議員から通告されております。

これらのことから、お手元に配付しております日程案のとおり、本日と９月２日、３日及び12日に本会議を、９月５日、９日及び10日に委員会をそれぞれ開き、８月29日、９月１日、４日、８日及び11日を議案調査のための休会とし、今定例会の会期は、本日から９月12日までの16日間とすべきものと決しました。

各位のご協力をお願い申し上げ、ご報告といたします。

○議長（八重櫻友夫君）　お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいまの委員長報告のとおり、本日から９月12日までの16日間と決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君）　ご異議なしと認めます。よって、会期は16日間と決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第２　会議録署名議員の指名

○議長（八重櫻友夫君）　日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、中平浩志君、小柳正人君、堀崎松男君を指名いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第３　認定第１号から認定第９号まで、議案第１号から議案第18号まで及び報告第１号から報告第４号まで

○議長（八重櫻友夫君）　認定第１号から認定第９号まで、議案第１号から議案第18号まで及び報告第１号から報告第４号までを一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。遠藤市長。

〔市長遠藤譲一君登壇〕

○市長（遠藤譲一君）　提案をいたしました議案第17号及び議案第18号「人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて」は、人事案件でありますので私からご説明を申し上げ、議員各位のご理解とご賛同を賜りたく存じます。

本案は、現在、人権擁護委員としてご活躍をいただいております香木正氏の任期が、今年12月31日をもって満了となりますことから、再び推薦しようとするものであります。

また、同じく本年12月31日をもって任期満了となります三河えり子氏につきましても、再び推薦しようとするものであります。

両候補者の経歴につきましては、議案に付してございます経歴書のとおりでありますが、香木氏は平成18年１月から人権擁護委員を務められ、その優れた指導性と卓越した識見、また公正で実直な人柄から地域の信望を得ているところであります。

また、三河氏は平成24年１月から人権擁護委員を務められ、その優れた識見と明るく思いやりのある人柄から、地域の信頼を得ているところであり、両氏とも人権擁護委員候補者として適任であると考え、再び推薦しようとするものであります。

以上、提案いたしました人事案件２件につきまして、

満場のご同意を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（八重櫻友夫君）　中居副市長。

〔副市長中居正剛君登壇〕

○副市長（中居正剛君）　私からは、提案いたしました平成25年度決算認定案件９件、人事案件を除く議案16件及び報告４件の提案理由についてご説明申し上げます。

久慈市一般会計、各特別会計歳入歳出決算書をごらん願います。

まず、認定第１号「平成25年度久慈市一般会計歳入歳出決算」であります。

８ページ、９ページの下段をごらんください。

平成25年度の予算額は353億1,500万190円であり、これに対する歳入決算額は収入済額290億2,215万5,416円、歳出決算額は13ページ下段になりますが、支出済額276億7,134万1,189円であります。したがいまして、歳入歳出差し引き残額13億5,081万4,227円の剰余金を生じております。

194ページをごらんください。

この剰余金から、予算繰越に伴う翌年度へ繰り越すべき財源４億7,996万8,000円を差し引いた実質収支額は８億7,084万6,000円であります。

以下、決算内容について、事項別明細書によりその概要を申し述べます。

戻っていただきまして、14ページ、15ページをごらんください。

下段の歳入合計の欄でご説明いたします。

調定額352億7,696万3,719円に対し、収入済額290億2,215万5,416円であり、調定額に対する収入済額の割合であります収納率は82.27％となっております。

また、不納欠損額は、市税、分担金及び負担金、諸収入を合わせ2,854万1,672円となっております。

なお、収入未済額は62億2,626万6,631円であります。

次に、歳出でありますが、62ページ、63ページをごらんください。

同様に、下段の歳出合計の欄でご説明いたします。

支出済額は276億7,134万1,189円であり、予算の執行率は78.36％であります。

翌年度繰越額は、繰越明許費及び事故繰越にかかる55億7,431万4,519円であり、不用額は20億6,934万4,482円となっております。

次に、195ページをごらんください。

認定第２号「平成25年度久慈市土地取得事業特別会計歳入歳出決算」であります。

196ページ、197ページをごらんください。

予算額2,083万8,000円に対し、歳入決算額は収入済額のとおり2,083万3,475円で、歳出決算額は199ページの支出済額のとおり2,083万3,475円であり、歳入歳出同額の決算となっております。

次に、209ページをごらんください。

認定第３号「平成25年度久慈市国民健康保険特別会計歳入歳出決算」であります。

210ページ、211ページをごらんください。

まず、事業勘定でありますが、予算額49億2,753万2,000円に対し、歳入決算額は収入済額のとおり47億560万3,219円であります。歳出決算額は213ページの支出済額のとおり47億7,379万6,167円となっております。したがいまして、欄外記載のとおり、歳入歳出差し引き6,819万2,948円の歳入不足を生じ、このため翌年度歳入を繰り上げ充用しております。

決算内容について、事項別明細書によりその概要を申し述べます。

214ページ、215ページをごらんください。

歳入でありますが、調定額50億402万8,711円に対し、収入済額47億560万3,219円であり、調定額に対する収納率は94.04％となっております。

また、不納欠損額は国民健康保険税3,304万4,114円であり、収入未済額は２億6,538万1,378円となっております。

次に、歳出でありますが、228ページ、229ページをごらんください。

支出済額は47億7,379万6,167円で、歳出予算の執行率は96.88％であります。

次に、直営診療施設勘定であります。

248ページ、249ページをごらんください。

予算額２億7,488万3,000円に対し、歳入決算額は収入済額のとおり２億3,935万6,533円で、歳出決算額は251ページの支出済額のとおり２億3,935万6,533円であり、歳入歳出同額決算となっております。

次に、271ページをごらんください。

認定第４号「平成25年度久慈市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」であります。

272ページ、273ページをごらんください。

予算額２億6,753万1,000円に対し、歳入決算額は収入済額のとおり２億6,566万1,823円で、歳出決算額は275ページの支出済額のとおり２億6,464万8,723円となっております。したがいまして、欄外記載のとおり、歳入差し引き残額101万3,100円の剰余金を生じております。

次に、287ページをごらんください。

認定第５号「平成25年度久慈市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算」であります。

288ページ、289ページをごらんください。

予算額7,249万6,000円に対し、歳入決算額は収入済額のとおり6,803万9,678円で、歳出決算額は291ページの支出済額のとおり6,803万9,678円であり、歳入歳出同額決算となっております。

次に、305ページをごらんください。

認定第６号「平成25年度久慈市魚市場事業特別会計歳入歳出決算」であります。

306ページ、307ページをごらんください。

予算額3,675万2,000円に対し、歳入決算額は収入済額のとおり3,629万5,254円で、歳出決算額は309ページの支出済額のとおり3,629万5,254円であり、歳入歳出同額決算となっております。

次に、323ページをごらんください。

認定第７号「平成25年度久慈市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算」であります。

324ページ、325ページをごらんください。

予算額３億1,379万7,000円に対し、歳入決算額は収入済額のとおり１億9,421万5,108円で、歳出決算額は327ページの支出済額のとおり１億9,421万5,108円であり、歳入歳出同額決算となっております。

次に、343ページをごらんください。

認定第８号「平成25年度久慈市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算」であります。

344ページ、345ページをごらんください。

予算額20億5,099万7,000円に対し、歳入決算額は収入済額のとおり17億4,128万1,934円で、歳出決算額は347ページの支出済額のとおり17億3,221万9,934円となっております。

したがいまして、欄外記載のとおり歳入歳出差し引き残額906万2,000円の剰余金を生じております。

以上が、平成25年度一般会計及び各特別会計の決算認定案件８件であります。

なお、詳細につきましては、附属書類として歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び別冊の主要な施策の成果に関する説明書、定額の資金を運用するための基金の運用状況を提出しております。

次に、認定第９号「平成25年度久慈市水道事業会計決算」について、ご説明申し上げます。

決算書の４ページ、５ページをごらんください。

決算報告書でありますが、収益的収入及び支出は５ページ下段、合計欄のとおり収入予算額合計８億3,661万6,000円に対し、決算額は６億9,841万30円であります。

７ページ下段、合計欄をごらんください。支出の予算額合計９億8,067万円に対し、決算額は７億5,586万7,037円であります。

８ページ、９ページの資本的収入及び支出でありますが、上の表、収入は予算額合計７億4,862万4,000円に対し、決算額は５億6,272万1,552円であり、下の表、支出は予算額合計９億4,998万8,000円に対し、決算額は７億3,358万9,106円であります。

次に、財務諸表についてご説明申し上げます。

主要数値でありますが、まず10ページの損益計算書、下から３行目、当年度純損失は8,282万5,184円であります。

次に、12ページ、13ページをごらんください。

上の表、剰余金計算書の下段、当年度末残高でありますが、資本剰余金合計は32億7,316万5,575円、利益剰余金合計は３億3,848万373円であります。

下の表、剰余金処分計算書でありますが、利益剰余金の処分額がございませんので、未処分利益剰余金の処分の残高は1,493万269円であります。

次に、14ページ、15ページをごらんください。

貸借対照表でありますが、資産合計及び負債資本合計は、それぞれ91億8,179万7,991円であります。

次に、議案第１号「平成26年度久慈市一般会計補正予算（専決第１号）」の専決処分に関し、承認を求めることについて申し上げます。

この補正予算は、岩手海区漁業調整委員会委員補欠選挙執行にかかる経費について、緊急を要することから専決処分をしたものであります。

１ページをお開き願います。

第１条、歳入歳出予算の補正は、既定の予算額に歳

入歳出それぞれ411万7,000円を追加し、補正後の予算総額を256億2,224万7,000円としたところであります。

款及び項の補正額は、２ページ、３ページの第１表歳入歳出予算補正のとおりであります。

補正の内容でありますが、８ページ、９ページをお開き願います。

歳入でありますが、14款県支出金３項委託金１目総務費委託金を増額したところであります。

10ページ、11ページをお開き願います。

歳出でありますが、２款総務費に岩手海区漁業調整委員会委員補欠選挙執行経費を計上したところであります。

次に、議案第２号「平成26年度久慈市一般会計補正予算（第３号）」でありますが、今回の補正は国県支出金等の内定による事業費の調整のほか、６月補正予算編成後において対応を要する経費を計上したものであります。

１ページをお開き願います。

第１条歳入歳出予算の補正は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ８億1,298万7,000円を追加し、補正後の予算総額を264億3,523万4,000円にしようとするものであります。款及び項の補正額は、２ページ、３ページの第１表歳入歳出予算補正のとおりであります。

次に、第２条債務負担行為の補正は、４ページ、５ページの第２表のとおり、過年発生補助災害復旧事業について、その限度額を変更しようとするものであります。

次に、第３条地方債の補正は、６ページ、７ページの第３表のとおり、災害援護資金貸付事業、ほか１件について、その限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第３号「平成26年度久慈市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）」でありますが、今回の補正は１ページのとおり、既定の予算額に歳入歳出それぞれ190万5,000円を追加し、補正後の予算総額を４億338万7,000円にしようとするものであります。

補正の内容でありますが、歳入につきましては、２ページのとおり諸収入を増額し、歳出につきましては、３ページのとおり漁業集落排水管理費を増額しようとするものであります。

次に、議案第４号「平成26年度久慈市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）」でありますが、今回の補正は１ページのとおり、既定の予算額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、補正後の予算総額を12億7,582万6,000円にしようとするものであります。補正の内容でありますが、２ページ、３ページの第１表のとおり、歳入につきましては国庫支出金諸収入を増額し、歳出につきましては、下水道事業費を増額しようとするものであります。

次に、議案第５号「平成26年度久慈市水道事業会計補正予算（第２号）」でありますが、１ページをお開き願います。第２条収益的収入及び支出の補正は、支出の上水道事業費用を921万8,000円増額し、営農飲雑用水給水受託事業費用を350万2,000円減額しようとするものであります。

次に、第３条議会の議決を経なければ流用することのできない経費でありますが、職員給与費を541万6,000円増額しようとするものであります。

次に、議案第６号「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」でありますが、この条例は子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う、関係法律の整備等に関する法律の施行による児童福祉法の改正に伴い、同法第34条の16第１項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めようとするものであります。

次に、議案第７号「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」でありますが、この条例は子ども・子育て支援法の施行に伴い、同法第34条第２項及び第46条第２項の規定に基づき、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めようとするものであります。

次に、議案第８号「市営住宅等条例の一部を改正する条例」でありますが、この条例は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い、所要の整理をしようとするものであります。

次に、議案第９号「久慈湊漁港海岸災害復旧（23災第633号防潮堤）その３工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて」でありますが、本案は東日本大震災により被災した久慈湊漁港海岸防潮堤の災害復旧工事を施工するに当たり、山口建設株式会社と11億2,860万円で請負契約を締結しようとするもので

あります。

工事の概要でありますが、復旧延長1,239.2メートルのうち、その２工事終点部から久慈川河川堤防接続部までの408.9メートルを、天端高Ｔ．Ｐプラス8.0、天端幅4.0メートルで復旧するものであります。

次に、議案第10号「久慈湊漁港海岸災害復旧（23災第633号防潮堤）その２工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて」でありますが、本案は平成25年７月29日に議会の議決を経て、山口建設株式会社と契約を締結した久慈湊漁港海岸災害復旧（23災第633号防潮堤）その２工事について、現契約の請負金額２億5,410万円から5,010万8,760円を増額し、３億420万8,760円で請負変更契約を締結しようとするものであります。変更工事の内容でありますが、防潮堤上部の天端被覆工を増工しようとするものであります。

次に、議案第11号「久慈地下水族科学館管理棟改築主体工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて」でありますが、本案は久慈地下水族科学館管理棟改築主体工事を施工するに当たり、宮城建設株式会社と５億976万円で請負契約を締結しようとするものであります。工事の概要でありますが、鉄筋コンクリート造、地上５階建て、延べ床面積1,485.89平方メートルとなっております。

次に、議案第12号「久慈地下水族科学館管理棟改築電気設備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて」でありますが、本案は久慈地下水族科学館管理棟改築電気設備工事を施工するに当たり、藤原電業株式会社と１億5,390万円で請負契約を締結しようとするものであります。

次に、議案第13号「久慈地下水族科学館災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて」でありますが、本案は久慈地下水族科学館災害復旧工事を施工するに当たり、鹿島建設株式会社東北支店と３億2,184万円で請負契約を締結しようとするものであります。工事の概要でありますが、展示水槽33基、予備水槽20基の設置、延べ床面積797.58平方メートルとなっております。

次に、議案第14号及び第15号「市道路線の認定に関し議決を求めることについて」でありますが、ご提案申し上げております本波麦生線及び本波大橋線は、一般県道侍浜夏井線の整備に伴い、岩手県から久慈市に引き継ぎ協議のあった旧道について、市道として管理するために認定しようとするものであります。

本波麦生線は、延長2,060.4メートル、幅員4.2メートルから9.5メートル、起点は侍浜町本波第11地割61番３地先、終点は侍浜町麦生第８地割27番１地先であり、いずれも県道侍浜夏井線に接続する公共性の高い路線であります。

本波大橋線は、延長109.5メートル、幅員6.5メートルから7.5メートルで、起点は侍浜町本波第12地割１番51地先、終点は侍浜町本波第12地割１番28地先であり、県道と先に提案している本波麦生線をつなぎ、本波集落に接続する公共性の高い路線であります。

次に、議案第16号「市道路線の変更に関し議決を求めることについて」でありますが、ご提案申し上げております市道浜田線に接続する路線は、既存の路線を避難道路として延長整備した路線であり、現在の終点、長内町第35地割77番地先を市道平沢工業団地線に接続させ、長内町第35地割107番７地先に変更しようとするものであります。延長は現在の277.9メートルを165.9メートル延長し、443.8メートルとしようとするものであります。幅員は3.6メートルから5.0メートルに拡幅整備したものであります。

次に、報告第１号「平成25年度久慈市健全化判断比率等の報告について」申し上げます。

本件は地方公共団体の財政の健全化に関する法律、第３条第１項及び第22条第１項の規定により、平成25年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率について報告するものであります。

それでは、お手元に配付しております平成25年度久慈市健全化判断比率等についてにより、ご説明申し上げます。

最初に１、健全化判断比率についてでありますが、平成25年度一般会計及び各特別会計決算に基づき、参考にお示しした内容により、各比率について算定を行ったものであります。

まず、実質赤字比率でありますが、平成25年度におきましては0.26％の実質赤字で、決算剰余金の減や繰越事業財源の変動等によるものでありますが、国の示した早期健全化基準及び財政再生基準を下回っているところであります。連結実質赤字比率につきましては、連結実質赤字は生じていないところであります。実質

公債費比率につきましては15.5%、将来負担比率につきましては135.0%となっており、いずれも国の示した早期健全化基準及び財政再生基準を下回っているところであります。

次に２、資金不足比率についてでありますが、本比率は平成25年度における公営企業会計決算に基づき、参考にお示しした内容により算定を行ったものであり、魚市場事業、漁業集落排水事業、公共下水道事業の各特別会計及び水道事業会計につきまして、資金不足は生じていないところであります。

次に、報告第２号「職員による自動車事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について」でありますが、本件は本年３月21日、久慈市小久慈町地内の市道日吉町堀線において、市が保有する除雪車ダンプが、除雪した雪により、相手方の所有する農作業用機械倉庫のシャッターを損傷させたものであります。

この事故に係る損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法第180条第１項の規定に基づき、専決処分をしたので、同条第２項の規定により報告するものであります。

次に、報告第３号及び報告第４号「除雪に伴う自動車事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について」でありますが、報告第３号は本年２月21日、久慈市長内町地内の市道広美町９号線において、市が保有する除雪車ミニホイルローダが、除雪した雪により、相手方の所有するフェンスを損傷させたものであります。

報告第４号は、本年２月17日、久慈市寺里地内の市道寺里住宅線において、市が保有する除雪車ホイルドーザが、除雪した雪により、相手方の所有するブロック塀を損傷させたものであります。

これらの事故に係る損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法第180条第１項の規定に基づき、専決処分をしたので、同条第２項の規定により報告するものであります。

これまでも安全な除雪パトロールや除雪作業の指導については、日ごろから行っているところでありますが、特にも今季のような大雪での状況では幅員が狭く、視界もよくないことから危険な作業となりますが、細心の注意を払い、安全な除雪作業等を行うよう指導を徹底してまいりたいと考えております。

以上で、決算認定案件の説明、議案の提案理由及び報告の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（八重櫻友夫君）　次に、平成25年度各会計歳入歳出決算及び平成25年度健全化判断比率等について、監査委員から審査意見の概要について説明を求めます。石渡監査委員。

〔監査委員石渡高雄君登壇〕

○監査委員（石渡高雄君）　それでは、平成25年度久慈市一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の審査結果について、その概要をご説明申し上げます。

なお、詳細につきましては、お手元に配付されております各審査意見書により、ご承知くださるようお願い申し上げます。

まず最初に、一般会計及び各特別会計について申し上げます。

審査に付された決算書、証書類並びに附属書類はいずれも計数的に正確であり、各会計の決算収支額は、出納閉鎖日である平成26年５月31日現在の現金出納日計表と一致していることを認めたところでございます。

また、定額の資金を運用するための基金の運用状況については、各基金ともそれぞれの設置目的に沿って適正に運用されているものと認められたところであります。

各会計の決算及び収支状況については、意見書の別表第２表に記載のとおりであります。

一般会計と特別会計を合わせた歳入総額から、歳出総額を差し引いた形式収支は12億9,269万6,379円の黒字となっており、この形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源や前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は、９億3,174万41円の赤字となっております。

普通会計における財政状況について前年度と比較しますと、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は前年度を1.4ポイント上回る86.0%、財政力の強弱を見る財政力指数は前年度と同率の0.37となっております。

市税及び国民健康保険税の収納状況につきましては、意見書の別表第７表に記載のとおりでありますが、収納率は前年度に比較して上昇しております。

収納率向上対策については、滞納額や新規滞納者の増加を抑制するため、現年度課税分の収納強化や納税相談などに取り組んでおり、徴収努力は認められると

ころでありますが、税負担の公平性と自主財源確保の観点からも、滞納者の実情に応じた適切な債権管理のもとに、収入未済額の解消になお一層の努力を望むものであります。

以上が一般会計及び各特別会計決算審査の概略でありますが、平成25年度の市政運営は東日本大震災からの復旧・復興を最重要課題として、新たなまちづくりのために事業の優先度、緊急度を勘案した行政評価を行いながら、重点的かつ効率的な市政運営を図られたところであり、予算議決の趣旨に沿って、諸施策が結果的に効果的に執行されたものと認められたところであります。

次に、水道事業会計決算について申し上げます。

審査に付された決算書類は、地方公営企業法等関係諸法令の規定に基づいて作成され、決算期間末日の平成26年３月31日現在における経営成績及び財務状況を正確に表示しているものと認めたところであります。

経営成績は総収益６億6,847万362円に対し、総費用は７億5,129万5,546円となっており、差し引き8,282万5,184円の純損失が生じております。

この結果、前年度繰越利益剰余金から当年度純損失を差し引いた1,493万269円が、当年度未処分利益剰余金として計上されております。

また、給水料金の収納状況でありますが、収納率の向上が見られたところでありますが、収入未済額は多額となってきておりますことから、早期に回収の方策を検討され、未収金の解消についてなお一層の努力を望むものであります。

以上が水道事業会計決算審査の概略でありますが、平成25年度の水道事業は良質な水道水の安定供給を図るため、建設・改良事業等が実施されたところでありますが、水道設備の老朽化により、伴う修繕費用が増加したことなどから、単年度では赤字決算となったものの、企業経営は良好に運営されたものと認められたところであります。

しかしながら、今後、水道収益の伸びが見込めない中での老朽化した施設の更新など、事業費用の増加が見込まれますことから、より一層の健全経営を推進し、安全安心でおいしい水の安定供給に努め、住民福祉の向上に寄与されるよう望むものであります。

次に、平成25年度久慈市健全化判断比率等の審査結果について、その概要を申し上げます。

なお、詳細につきましては、お手元に配付されております意見書により、ご承知くださるようお願い申し上げます。

審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められたところであります。

なお、４つの健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準と比較するとこれを下回っております。

また、資金不足比率はいずれの会計も資金不足額がないことから、経営健全化基準を下回っております。

以上、審査結果について申し上げましたが、今後とも新たなまちづくりを目指し、久慈市復興計画と総合計画の着実な推進を基本として、精選した事務事業を効率的、効果的に実施しながら、より一層の市勢の発展と市民福祉の向上を実現されるよう望みまして、審査結果の概要説明といたします。

○議長（八重櫻友夫君）　これより提出議案に対する総括質疑に入ります。

質疑を許します。16番小野寺勝也君。

○16番（小野寺勝也君）　総括質疑、実は議案第６号、７号にかかわって、条例そのものは極めて膨大なものであります。そして、保育行政のいわば大転換といいますか、大幅な改定というように聞いております。

そこで、委員会で審査されると思うんですが、それだけに議員全体の共通認識にしたいという思いから、一つだけお聞かせいただきたい。

いわゆる基準問題、最低基準云々というのが出てくるんですが、その中身がわからない。

そこで、保育基準、職員数や面積、保育者、給食あるいは広場等々、それぞれ基準があるんですが、現行とその最低基準とがどうなのかと、どう変わるのかという比較検討しないとなかなか判断できないという思いから、あえてお聞かせいただきたい。

以上です。もし、あれであれば、資料で出していただいても結構です。

○議長（八重櫻友夫君）　和野健康福祉部長。

○健康福祉部長（和野一彦君）　それでは、資料のほうをご用意させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（八重櫻友夫君）　17番城内仲悦君。

○17番（城内仲悦君）　報告案件についてでございま

すが、報告２号、３号、４号が全て除雪にかかわる事故の報告でございます。

そこで、確かに大雪が降った関係で、こういう事故が発生したかと思うわけですけれども、従来から例えばダンプ等での複数配置とか、そういうことをしないとなかなか見えないという状況の中での除雪ということを考えますと、当然、大雪になるとこういう事故が今般も発生し得るというわけです。

そういう点では本当にその状況によって、やっぱり助手の配置をしながら除雪をしていくというようなことが必要だというふうに思うんですが、そういったやっぱり改善策をとらないと、このようなことが今後も多数出るんではないかというふうに予測されますし、そういった点での改善方っていいますか、方向についてどのようにお考えなのかをお聞かせいただきたい。

もう一つは、やっぱりこれまで押して除雪というのは主なわけです。排雪ということも当然考えていかないと押し切れないということが出てきますし、特に狭隘なところはそういった点が出てきますよね。

そういった意味では本当に今年度といいますか、ことしの春みたいに重たい雪が降るっていうのは、これからも気象変動の中で起こり得るということが可能性があるわけですので、そういった意味ではそういった感じも含めて検討が必要かと思いますが、お聞かせください。

○議長（八重櫻友夫君）　中森建設部長。

○建設部長（中森誠君）　除雪に関してのご質問でございます。

ことしは本当に記録的な大雪が降りまして、除雪のほうをかなり道路から、道路の車道部分、車の走る部分を除雪するということで、脇にかなりたまってしまったと。

そして、どうしても排雪する、除雪する場所がなくなって、どうしてもそのまま押したものですから、このようにフェンスとかシャッター等に損傷を加えてしまったというようなところがございます。

これらにつきましては、除雪の際、細心の注意をするように指導しておりますが、今後におきましてもいろいろ改善等を考慮しながら研究してまいりたいと思います。

また、排雪につきましては、今年度、ロータリー除雪車、こちらのほうを購入することになっております。これらを購入いたしまして、排雪についても検討していきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（八重櫻友夫君）　質疑を打ち切ります。

次に、議案の委員会付託についてお諮りいたします。

まず、認定第１号から認定第９号までの各会計歳入歳出決算については、議長を除く、監査委員の中平浩志君を除く、22人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君）　ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、議案第６号から議案第10号まで及び議案第14号から議案第16号までの８件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

次に、付託省略議案についてお諮りいたします。

議案第１号、議案第２号から議案第５号までの補正予算４件、議案第11号から議案第13号までの契約議案３件、議案第17号及び議案第18号の人事案件２件は、委員会の付託を省略し、補正予算については９月12日の本会議で審議することとし、議案第１号、議案第11号から議案第13号までの契約議案、議案第17号及び議案第18号の人事案件については、本日審議することといたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君）　ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

この際、委員会条例第９条第１項の規定により、ただいま設置された決算特別委員会の委員長及び副委員長互選のため、当職から決算特別委員会を招集します。

正副委員長互選の間、暫時休憩いたします。

午前10時58分　　休憩

午前11時36分　　再開

○議長（八重櫻友夫君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

決算特別委員長から正副委員長が選任された旨報告がありました。委員長に畑中勇吉君、副委員長に小野寺勝也君。

以上であります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第４　議案第17号

○議長（八重櫻友夫君）　日程第４、議案第17号「人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて」を議題といたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君）　質疑を打ち切ります。

それでは、採決いたします。

議案第17号「人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて」は、異議がない意見とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八重櫻友夫君）　起立全員であります。よって、議案第17号は、異議がない意見とすることに決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第５　議案第18号

○議長（八重櫻友夫君）　日程第５、議案第18号「人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて」を議題といたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君）　質疑を打ち切ります。

それでは、採決いたします。

議案第18号「人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて」は、異議がない意見とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八重櫻友夫君）　起立全員であります。よって、議案第18号は、異議がない意見とすることに決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第６　議案第１号

○議長（八重櫻友夫君）　日程第６、議案第１号「平成26年度久慈市一般会計補正予算（専決第１号）の専決処分に関し承認を求めることについて」を議題といたします。

質疑を許します。17番城内仲悦君。

○17番（城内仲悦君）　ちょっとお聞かせ願います。この補正、専決は、岩手県海区漁業調整委員会委員補欠選挙の執行経費ということですが、この執行日程はどうなっているのか。それから、立候補状況はどういうふうになっているのか。なかなか海関係の方でないと理解できない状況あるわけですけども、どの部分での補欠選挙なのかお聞かせください。

○議長（八重櫻友夫君）　久慈選挙管理委員会事務局長。

○選管事務局長（久慈清悦君）　まず、海区選挙の日程でございますが、９月２日告示で、あと９月11日選挙期日でございます。あと、今回は委員の方が死亡したことによって欠員となりまして、その補欠選挙ということでございます。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君）　質疑を打ち切ります。

次に、討論でありますが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君）　討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。

議案第１号「平成26年度久慈市一般会計補正予算（専決第１号）の専決処分に関し承認を求めることについて」は、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八重櫻友夫君）　起立全員であります。よって、議案第１号は承認されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第７　議案第11号、議案第12号、議案第13号

○議長（八重櫻友夫君）　日程第７、議案第11号「久慈地下水族科学館管理棟改築主体工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて」、議案第12号「久慈地下水族科学館管理棟改築電気設備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて」及び議案第13号「久慈地下水族科学館災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて」、以上、３件を議題といたします。

質疑を許します。17番城内仲悦君。

○17番（城内仲悦君）　このもぐらんぴあの関連やについては全協で説明なされたところでございますが、何点かお聞かせをいただきたいと思います。

この新聞報道によりますと、災害のシンボルといいますか、震災復興のシンボルなんだという位置づけを、課長談話みたいのに載ってましたが、私自身は、必ず津波が来る場所に、例えばずっと、私自身は異議を申し立てした経緯があります。

今回、この５階建てのものが、議会にはもうこういうのができた段階で示されたんですけども、この５階建てというのは、どっから出てきた案なんですか。久慈市の観光課の、久慈市がどこかコンサルを頼んで出てきたのか、設計屋さんをプロポーザルなんかやってやったのか、どこでこの５階建ての設計が出てきたのか、そこをお聞かせいただきたい。

それから、この間のは6.5メーター、６メーターちょっと高さでしたが、今回は５階建てで、５階の床面が14.45メーターだから大丈夫なような言い方もしてますけども、それも予想といいますか、人間が考える予想ですよね。しかし、太平洋の目の前を来たときに、じゃあ14.5メーター以上なんないかって、それもわからないことですが、必ず津波が来る場所に、この３・11は、6メーター何がしの高さだったと。５階建てで14.45だから、避難所になるかという説明があったんですけども、この建物自体は、どの程度の強さにもつんですか。いわゆる津波が来ても崩壊しない、そういう建物だというふうになっているんでしょうか。そういう想定で建てていても、しかし、想定が狂う場合もあるわけです。私たち人間が想定したところで、それはあくまで想定に過ぎない。しかし、津波は必ず来るということだけは確かなんですよね。こういうところにこういうのを建てて、本当に観光客を多く呼ぶということになるわけですけど、責任あるやり方なのかどうかというのは、私は依然として疑問でございますが、崩壊しない、安全は守られるというふうに想定をしてやっているなら、その想定の根拠づけお聞かせください。

三つ目は、５階建てを建てていますが、３階に防災学習展示室というのがあるんですが、なぜこのもぐらんぴあの施設に防災学習展示室つくらなきゃならないんですか。そういうのをつくるんだったら防災センターだろうし、もっと安全なところにつくって、安心して学習させるというのは必要なことじゃないですか。何であえてこの危険な場所に防災学習展示室というのをつくらなきゃならないんですか。それが３点目です。

それから、もぐらんぴあができてずっと長い経過なんですが、この水族館の建設ですが、大手の鹿島建設が設計、施工を全部やるというふうな答弁たしかあったと思うんですが、なぜ地元企業でじゃできないのかということです。何か特殊なのか、多少特殊でも、地元でできないことはないと思うが、なぜこの水族館については大手なのかどうか。４点目です、聞かせていただきたいです。まず、その点。

○議長（八重櫻友夫君）　澤里産業振興部長。

○産業振興部長（澤里充男君）　ただいま４点につきましてご質問いただきました。まず、１点目でございますが、５階建てはなぜ５階建てなのかというふうなご質問でございますが、これにつきましては、当初、災害復旧という形で２階建てだったわけですけれども、それにつきましては、災害復旧のほうで認めていただきまして、その中で機械室等、そういったものが１階にあると、やはり浸水等の場合に影響を受けるということで、１階分を上乗せしていただくということでお認めをいただきました。

そして、その後に震災交付金等の事業の中でお認めをいただいた中で、近くに産直施設というものがあったわけですけれども、それについても、復興交付金のほうで認めていただきまして、離れたところにあるよりは、やはり一体の建築であったほうがいいだろうと。

それから、もう一つは、先ほどご質問の中でもありましたけれども、防災学習、そういった部分が、やはり震災があった、そういった教訓を観光客の皆さん、市民の皆さんにも、そういった部分があったということを啓発といいますか、そういったものをしていく部分でお認めをいただいたということで、全体で５階建てになったということ、５階建てで建築しようということで設計をしたものでございます。設計につきましては、プロポーザルといいますか、提案をしていただきまして、その中で５階建てという形での基本的な計画となったものでございます。

それから、建物自体の強度といいますか、津波に対して崩壊しないというつくりなのかということでございますが、完全に壊れないというふうなことは言えないわけでございますが、鉄筋コンクリートづくりということで、ある程度の強度というのは確保されているものだと思っております。

ただ、やはり危険という部分は常にあるわけでございますので、そういったことで、避難経路、避難につきましては、基本的には、まず、地上を使って高台のほうに避難していただくということで、そういったマニュアルは当然つくっていくわけでございますが、現在避難ということで考えておりますのは、まず第一に

は、高台のほうに地上を使って上がってもらう。地下備蓄さん、ＪＯＧＭＥＣさんでは、地上から外側を上がっていく階段、さらに、新たに外側にも非常階段というものを設置していただいております。そういったところでまず逃げていただく。

そのほかにも、トンネルの中にもサービストンネルの中から避難できる経路、トンネルの中で直角にといいますか、地上の施設につながるためのらせん階段、そういったものも今回設置していただいておりますので、そういった部分から逃げていただきたいというふうに思っておりますし、一次避難的な場所ということで、この５階建ての屋上といいますか、４階、５階の部分で、ある程度一次避難的な部分もできるのかなというふうに思っております。それらをもとにマニュアルづくりをし、そして、誘導できるような形にしてまいりたいと考えております。

それから、なぜ防災学習展示室といいますか、それがこのもぐらんぴあの中にあるのかということでございますが、やはり、先ほど申し上げましたとおり、当時の状況とかそういったものを展示しながら、津波の恐ろしさとか、そういったものを皆さんにお知らせしながら、避難とか、そういったものの大切さとか、地震の起こるメカニズムとか、そういったものを展示しながら啓発しようというものでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、鹿島建設のほうと建設工事の契約をするが、なぜ地元の企業ではできないのかということでございますが、やはり、水族館という部分がございます。そして、さらに特殊な部分では地下水族科学館ということで、全国にも例がないと。水族館の建物自体はあるわけですけども、地下につくるという特殊性というものがございます。そういったことで、やはりそういった経験のある業者さんということで選定をさせていただいて、指名をさせていただいたところでございますので、結果的に鹿島建設東北支店さんのほうで契約をさせていただいたということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（八重櫻友夫君）　17番城内仲悦君。

○17番（城内仲悦君）　建物の強度について、ある程度という言葉ですが、どういう設計になっているんですか。例えば、地震だと震度６とか震度７とかあるわけですが、震度何までもつ計算しているんですか。ある程度という答弁はちょっと全く納得できません。

やっぱり、鉄筋コンクリートでつくるんだと。だから、ある程度大丈夫だという答弁では、設計をしているわけですから、震度５、震度６、震度７ってかなり大きい地震がきますよね。そうすると、津波が来る前に、震度大きいのが来たら、地震でまず倒壊しますよね。そしたら、５階を建てたって結局一次避難所にならんし、となるわけです。さらにそれに津波が来たらもう逃げ場も何もないということになるわけですが、この金額でいうと主体工事５億900万ですから、５億のお金をかけて主体工事をするとなっていますが、この強度は震度でいうと幾つの計算でできているのか一つお聞かせいただきたいと思います。

それから、鹿島、大手でなければいけないという答弁いただいたんですけど、たしかもぐらんぴあをつくるときに、当初、東京の株式会社安田という会社がありましたよね。ここはたしか最初もぐらんぴあをつくったんです。東京の業者でした。当時、この株式会社安田という会社がもぐらんぴあをつくったんですが、この会社は、この水族館の中の指名業者になっているんですか。あるいは、長年の経過の中で、あるいはあくあぷらんつというか、指定管理を受ける会社のほうが安田とずっとつながっているかどうかわかりません、私は。つながっている可能性もありますし、安田との関係がずっと久慈市であったかと思うんですけども、この点は、今回どうなっているのかをお聞かせいただきたいと思います。

それから、先ほどやっぱりその３階に防災学習展示室つくって、その津波の恐ろしさとか、災害のことについてお知らせしたいということですが、やっぱり場所を取り違えていると思います、私は。観光客用に宣伝したいという話、それは違いますよね。土風館でもいいだろうし、いずれ違う場所でつくってやるべきで、この津波が来るという場所につくるというのは、それは納得できません。お聞かせください。

それから、もう一つ、先ほどなぜ５階になったかという非常に泥縄式ですよね。交付金がつくから、認められたから、産直を１階にする、あるいは３階に展示室つくるという形で積み上げて５階になったということですけども、４階はたしか会議室とかなってましたよね、事務室、展示室、３階は防災展示室、まさに津波が来たとき、基本的には１階に下りて逃げるんだと

いう説明でありました。しかも、この陣容というか、いわゆるあくあぷらんつのその人数も限られているわけですよ、その人数が。観光客がその日によって違うし、災害が来たとき、何千人も来たとしますよと。そうしますと、その事故が発生したときに、それを対応する陣容がそんなにいないはずなんですよ、あそこには。災害が来てから行ってじゃ遅いわけです。そうしますと、あそこの陣容というのは、今後何人つくかわかりませんけど、さらに委託料が膨らんでくるというふうになると思うんですが、この５階建ての新たなもぐらんぴあの指定管理については、現在より金額的にふえるんじゃないかというふうに思うんですが、どのような算定をしているんですか、その点についてもお聞かせください。

○議長（八重櫻友夫君）　澤里産業振興部長。

○産業振興部長（澤里充男君）　まず、１点目でございますけれども、震度の計算ということでございますが、震度６強であっても倒壊はしないというふうに、そういった設計になっておるということでございます。

それから、鹿島建設に指名になったけれども、株式会社安田との関係といいますか、そういったご質問でございましたけれども、当時施工した業者さんは株式会社安田さんではないと思っておりました。設計も、当時の設計した業者さんにつきましては、現在、会社が解散しておりまして、設計業務できなったわけですけれども、鹿島さんは、当時水族館の工事のほうを担当していただいております。

それから、なぜ防災拠点といいますか、防災の教育の展示がそこにあるのかということでございましたが、これにつきましては、先ほど申し上げたとおりでございますけれども、観光客の皆さんだけではなくて、市民の皆さんに対してもやはりそういった啓発部分は必要であるというふうに思っております。

それから、あの場所につくるのは、やはり地下トンネルを利用した水族館であったわけですので、そこにつくるという大前提のもとに災害復旧ということでございます。そこのところはご理解をいただきたいと思います。

それから、あくあぷらんつさんという話でございますが、そこは、まだ指定管理の方向では検討しておりますけれども、決定しているわけではございませんけれども、避難誘導、そういった部分もございますし、それから、規模につきましても５階建てになるということでございます。

それから、水族館の中での大型水槽、そういったものも増設、前回に加えてそこの部分も出てくるということで、規模的にも前施設よりは大きくなるというふうに捉えております。

ですので、やはりそういった管理すべき体制に足りる人数、そういったものをしっかりと計算をしながら、管理、運営、そういったものに対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（八重櫻友夫君）　ただいまの三つの議案については、市長からの要請がありまして、去る８月22日に全員協議会を開催して説明をいただいている件ですので、それについてもご理解いただきたいと思います。

17番城内仲悦君。

○17番（城内仲悦君）　６強までは大丈夫だと。７を超えれば倒壊しますよね、それが一つ。それから、体制でも強化していきたいと。極めてそうしますと、体制強化するということは、この５階となっている関係で、さらに、どこに委託するかわかりませんよ、それは。ただ、もうやっぱり専門的な業者さん限られてきますから、地元とか、それから、違う大手とかってなるわけですけども、そうなるとまた別ですけども、それにしても、かなりふえるということになります。その金額的には、大体どの程度考えているのか、人数も含めてお聞かせください。

それから、これだけで今立派なものをつくりつつ、もう一つ言うと駅前の中村家具店を借りている場所についても、継続の意向が出ているんですが、久慈市の中にこれだけ大きいなのをつくって、さらに、二つ目の水族館を維持していくというのは、極めてそれはおかしいと思うんです。やっぱり街なか再生についてはやっぱりそういうふうに考えるべきだけども、やっぱり久慈市の財政から考えたときに、二つも水族館をつくるというのは、とんでもない話で、私は、絶対あってはならないと私は思うんですけど、その点でやっぱりやり方については、やっぱりこのやり方おかしいなというふうに思います。

６強ですから、７を超えれば壊れることになりますね、それ一つ確認します。

それから、体制について、相当強化しなければなら

ないということですが、どういうふうに現時点考えているのか。そうしますと、指定管理料となった場合に、どの程度の金額なのか。たしか今6,000万円ぐらいか、7,000万円ぐらい、それが１億円なのか、その辺が出てくると思いますが、概算、どの程度を概算持っているのかお聞かせいただきたいと思います。

それから、たしか株式会社安田はその指導的な役割を果たしたり、水族を持ってくるときに、いずれ最終導入するときに、この安田さんがかかわってきたんです。今回は、全く今度の水族館をつくるに関しては、この株式会社安田さんは、いろんな水族を持ってくるとか、指導的な役割は果たさないという、全く関係ないということで理解しているのか、ここ確認しておきます。

○議長（八重櫻友夫君）　中居副市長。

○副市長（中居正剛君）　街なか水族館にかかわってのご質問にお答え申し上げます。

今現在、街なか水族館継続するか廃止するか、それについては結論がまだ出ておりません。今後、慎重に判断していくべき案件だというふうに考えておりますので、ご了承願います。

○議長（八重櫻友夫君）　澤里産業振興部長。

○産業振興部長（澤里充男君）　まず、先ほど申し上げました震度６強までは、そういった設計になっている話をさせていただきましたけれども、これにつきましては、建築基準法により定めがございまして、強度は、震度６強は、定められた基準ということでございます。ですので、震度７になれば倒壊するということではないと思っております。６強までは基準法で定められている強度になっているということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、指定管理の関係でございますが、指定管理料ということで、これまで２施設、前の施設の指定管理料というのは約6,000万円弱というふうに認識しておりますけれども、先ほど申しましたとおり、指定管理料につきましては、施設の規模なり、そういった部分も考慮しながら、二つの施設が一つになるということもありますし、その中で軽減されるものでございます。ただし、建物自体は大きくなるという部分もあります。

それから、ＪＯＧＭＥＣさんのほうにも貸し出しするという部分もございますので、そういった部分のところも考慮しなければならないと思っております。

現在のところ、まだ指定管理料については試算中でございますので、金額についてはまだ申し上げることができない状況でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、株式会社安田でございますが、これは、今、特に指導をいただいているとか、工事とか、そういったものをしていただいているものではございませんで、当時は、鹿島の下請業者さんであったというふうに伺っておりますけれども、特に、今現在、そういったおつき合いといいますか、市のほうと関係があるということではございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（八重櫻友夫君）　16番小野寺勝也君。

○16番（小野寺勝也君）　２点お聞かせください。一つは、入札の経過についてお聞かせください、１点目。

２点目は、インフレスライド条項があるのかどうか、その契約の中に。あるとすれば、いわゆる変動幅というやつ、発動するとすれば、どういう条件のもとで発動なのか、その２点をお聞かせください。

○議長（八重櫻友夫君）　澤里産業振興部長。

○産業振興部長（澤里充男君）　まず、入札の経過ということですが、これは、全体、それぞれということ。まず、入札の経過でございますが、屋体主体工事でございますが、これは、市内業者３社指名をさせていただいておりまして、その中で今回議案に出しております宮城建設株式会社さんが落札をしていただいたということでございます。入札については、２回目の入札でということで。

それから、電気につきましては、これも、県内に本社を持って、市内に営業所がある事業者さんということで、その中で、主体工事について指名になった業者さんは外させていただいておりますけれども、ということで４社さんを指名しております。その中で、藤原電業さんが１回目で落札ということでございます。

それから、災害復旧分ということで、水族館科学館の分ですが、これにつきましては、これは、範囲は特に定めてはおりませんが、過去15年に水族館の実績がある事業者さんということで指名をさせていただいておりますけれども、６社指名をさせていただいております。それで、鹿島建設東北支店さんが、これは１回

目で落札ということでございます。

それから、インフレ条項という、いわゆる物価スライドのもし上がった場合ということは、これは契約書の中で定めております。資材の高騰による変更、そういった部分について定めているところでございます。

インフレ条項については、契約書の別記のほうで定めております。ただ、何%かという部分については明記はしていないところでございますが、ここは、いわゆる国内によって急激なインフレーション、それから、デフレショーンを生じ、請負代金額等が著しく不適当となったときというふうな表現をしておりますが、ここにつきましては、協議になってくるものだと考えております。

以上でございます。

○議長（八重櫻友夫君）　６番木ノ下祐治君。

○６番（木ノ下祐治君）　私は、ちょっと違う観点からの質問をしてみたいと思うんですが、こういうたまたま今回は復興のほうの関係の予算で、久慈市からの持ち出しはほとんどないと、ゼロかなと、ということでこういう施設をつくるわけですが、ただ、私は、先ほど城内さんのほうでしたか、小野寺さんのほうからも、その後の維持管理、そっちのほうの話がございましたが、これぐらい、前の施設からみると、建設費は恐らく３倍ぐらいになっているのではないかなと若干推測するわけですが、こういう予算がついたから金は、久慈市の持ち出しはないからということで、こういう施設をつくると思うんですが、ただ、将来、久慈市がこれを管理していくわけですよね、つくった後。文化会館もそうなわけですが、こういう大きい施設を、体育館もそうですが、膨大な維持管理がかかってくるわけですよね。私は、観光施設ですから、もぐらんぴあの部分は、その部分では反対するわけじゃないんです。ただ、こういう余りにも大きな施設をつくり過ぎると、俗に、背丈に合った、自分の身丈に合った私は施設を、建物を、施設をつくるべきだと思っているんです。最初から、私は、もぐらんぴあの復興には賛成なんですが、スケールが大き過ぎると。本当に行政はこういうことをこれからもやっていってよろしいのかどうか。人口はどんどん減少するんですよ、間違いなく。これは、私より皆さんのほうがこれを知っているわけですよね。シミュレーションが確実にそうなっているわけから。

日本の人口がどんどん減少する。観光施設と称して大きい施設を建てる。私は納得できません。このもぐらんぴあの、これを、修繕なりそれなりの規模でやるということであれば、私は復興するということであれば何も反対することでもなかったし、あれなんですが、反対というよりも私は疑問を持っているんです。こういう計画を練ること自体に。私の疑問に誰か納得いく答弁をしていただけませんか。

○議長（八重櫻友夫君）　中居副市長。

○副市長（中居正剛君）　ただいまの人口減少等も今後進んでいくんだと。そういう中で、市の施設の維持管理といいますか、それのあり方、こういう大きな施設をつくっていくということに対して、本当に必要なのかというようなご意見でございます。そういう維持管理ずっとかかっていくわけですので、ただいまのご指摘いただいた点については、今後十分に考えながら施設整備のあり方に意を用いていきたいと考えております。

このもぐらんぴあの５階建て、それから、海女センターの３階建てというものについては、東日本の大震災を受けて、その後、市と復興庁等々と協議をしながら長い間進めてきて、今回、入札案件までたどり着いたという経緯でございますので、何分にご理解、ご了承をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君）　澤里産業振興部長。

○産業振興部長（澤里充男君）　先ほどの小野寺議員さんへの答弁の中で、いわゆる変動した場合の率といいますか、そこの部分についてちょっと協議というお話をしましたけど、訂正をさせていただきたいと思うんですが、変動前工事代金の1000分の15を超える額について、請負代金の変更については協議しながらということになります。

以上でございます。

○議長（八重櫻友夫君）　６番木ノ下祐治君。

○６番（木ノ下祐治君）　これからまた街なかの再生の計画も予定されているわけですので、こういった大きな事業がどんどん続く、どんどんという言葉は失礼ですね、訂正しますが、まだ予定されているということで、防災公園のほうは私はどうなるかわかりませんけれども、いずれにしても、前市長が計画を立てたわけですが、これがそのまま実行されますと、将来、久

慈市民が背負う、管理していなければならない施設、私の頭では計算できないぐらいの膨大な金額になると思うんです。誰がこの責任とるのかなと。ですから、私は、先ほどああいうお話をしたんです。施設をつくることは結構なんです。その金が工面できて、その後の管理がきちんとできるならば、これは大いに結構です。でも、その後の管理を、本当に久慈市がやっていけるのかなと私は本当に疑問で疑問でしようがないんです。それを危惧しての私の発言です。

○議長（八重櫻友夫君）　遠藤市長。

○市長（遠藤譲一君）　ただいま木ノ下議員からお話のありました施設整備に伴う管理の話でございますけども、議員のご心配のところは、私も非常に大きな問題だと思っております。

このもぐらんぴあにつきましては、もう時間もかけて、国との協議を進めてきて、久慈市におきましては、復興のシンボルということで進んでおります。

私も、中で議論する中で指示しておりますのは、収支が合わないような施設を、これは観光施設がメーンでございますので、やっぱり集客できないような施設をつくるということは、これ大問題でありますので、この水族館部分についても、お客様がたくさん来ていただけると、従来以上に魅力のあるものをつくっていこうという話をしています。やっぱり収入が入ってこないと持ち出しがふえてしまうというのはご心配のとおりですので、そうならないようにと思っております。

山形では、有名なクラゲ水族館、加茂水族館、非常に多くのお客様を集めていると。そういう観点からも、前のようなもぐらんぴあの状態ではなくてということは大きな課題だと思っております。

そういう意味では、従来の２階建てのものをつくってお客様が来ないという状況ではなくて、建設するのではあれば、魅力のあるものをお客様にたくさん来ていただけるもの、ここをしっかりつくろうというふうに中で議論をしているところです。逆にそういうことによりまして、久慈市における観光の拠点にしなければいけないと思っておりますので、かけるべきとこはかけて、それ以上の収入を得られる、そういう内容にすべきだというふうに考えているものでございます。

○議長（八重櫻友夫君）　質疑を打ち切ります。

次に討論でありますが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君）　討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。

まず、議案第11号「久慈地下水族科学館管理棟改築主体工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八重櫻友夫君）　起立多数であります。よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号「久慈地下水族科学館管理棟改築電気設備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八重櫻友夫君）　起立多数であります。よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号「久慈地下水族科学館災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八重櫻友夫君）　起立多数であります。よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第８　請願３件

○議長（八重櫻友夫君）　次に、日程第８、請願受理第12号から請願受理第14号まで、以上３件を議題といたします。

なお、請願受理第12号の紹介議員の説明に当たり、請願者である手話サークル輪っこの会代表桜庭千里さんより、手話での通訳をしたいとの申し出がありましたので、これを許可し、入場を許します。

請願について、紹介議員の説明を求めます。城内仲悦君。

〔17番城内仲悦君登壇〕

○17番（城内仲悦君）　請願受理第12号「手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願について」、紹介議員を代表し紹介させていただきます。

さきの６月定例市議会の日程の中で、手話言語法制定について、各会派、議員各位にご理解を深めていただくために、「手話でＧＯ～手話言語法制定に向けて～」のパンフレットをご配布いたしました。

私を初め、大多数の人は声を出し、それを耳で聞くことによって、つまり音声を使ってコミュニケーションをとっています。

しかし、音声言語のほかにも、手や指、体などの動きや顔の表情を使ってコミュニケーションをとる視覚言語、手話もあることはご承知のことと存じます。

聾者、昔から手話を使ってきましたが、法的に手話は言語として認められてきませんでした。そのため、聾者は、社会のいろいろな場面で不利益を被り、差別され、排除されてきた歴史があります。

2003年、世界ろう連盟の提案により、国連アジア太平洋経済社会委員会で起草された障害者権利条約素案に、言語には音声言語と手話が含まれることが盛り込まれました。そして、2006年、この素案をもととした国連障害者権利条約が全ての加盟国により採択され、手話は言語であることが世界的に認められることになりました。

日本においても、2011年に障害者基本法が改正され、「言語に手話を含む」ことが明記されました。これは、聾者にとって大きな一歩となりました。

今、次の一歩として必要なことは、手話は言語であり、そのことが実際の生活の中に生かされるようにするための具体的な法整備や施策が求められています。多くの聾者は、手話が音声言語が対等な法的地位を認められたことを知っていただきたいと願っています。

音声言語である日本語と手話の二つを対等に学ぶことができること。どこでも気がねなく自由に手話が使える社会環境がつくられること。テレビなどの公共放送では、音声言語と同様に手話による情報伝達があること。そして、「いつでも、どこでも、どんな内容でも」対象となる手話制度が求められているということであります。これらのことを実現するために、手話言語法の制定が必要であります。

議員各位の深いご理解を賜り、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願が採択されますよう心からお願いを申し上げ、本請願の紹介とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（八重櫻友夫君）　次に、梶谷武由君。

〔１番梶谷武由君登壇〕

○１番（梶谷武由君）　請願受理第13号「「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」の継続に向けた国への要請を求める請願について」紹介いたします。

被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金は、東日本大震災で被災し、経済的理由により就学等が困難な子供を対象として全額国の予算で就学を支援しているものです。

大震災前から経済的理由によって就学困難な児童生徒を対象とした就学援助制度があり、学用品費や修学旅行費、学校給食費など給与してきました。

震災により就学援助対象者の増加や単価の増加が見込まれたことから、平成23年度の国の補正予算で基金を造成し、自治体の新たな負担を全額国費で負担してきました。

この特例交付金は平成26年度までとなっていますが、震災からの復旧は道半ばで、保護者の生活基盤や収入確保も十分ではなく来年度以降もこの事業を継続させる必要があります。

この交付金は、子供を対象とするほか、被災地で仮設住宅からスクールバスを運行していればその予算も対象となるもので、事業の継続ができないと被災自治体の負担が急激に増加することになります。

復興庁において、外部有識者委員によってさまざまな事業についての評価が行われていますが、その中でこの就学支援等臨時特例交付金については、「平成27年度以降も継続するのが合理的である。また、執行率を高めることが急務である。」などのコメントがされています。

経済的理由によって就学等が困難な子供の保護者に対する援助を継続するためにも被災自治体の新たな負担を増加させないようにしていただきたいというのが請願の趣旨であります。請願の趣旨をご理解いただき、採択くださるようお願い申し上げ請願の紹介を終わります。

○議長（八重櫻友夫君）　次に、小野寺勝也君。

〔16番小野寺勝也登壇〕

○16番（小野寺勝也君）　請願受理第14号「消費税10％への引き上げ反対の意見書提出を求める請願について」、紹介議員を代表し、ご紹介申し上げます。

４月から消費税の税率が５％から８％に引き上げられて、初めての四半期の国内総生産統計が今月13日に発表になりました。個人消費が大幅に落ち込み、ＧＤＰ全体でも実質で前期比1.7％減、年率換算で6.8％減と大幅な後退です。

ＧＤＰは、国内の経済活動の大きさを金額で示した

ものであり、それが減るということは、それだけ経済活動が縮小することです。特にＧＤＰの６割を占める家計収支は、実質19.2％も減少し、下落率は1997年の前回消費税増税時を大きく上回り、戦後最大級の落ち込みとなりました。

安倍政権は、想定内と楽観的な見通しを振りまき、来年10月からの消費税再増税を狙っていますが、全くの偽りの宣伝であり、絶対に認めることはできません。

消費の落ち込みが大きく長引いている一番の原因は、家計の収入の伸びが物価上昇に追いついておらず、実質収入が減り続けていることです。

政府の家計調査で見た勤労者世帯の実質収入は、６月は前年同月に比べ6.6％もの減少で、９カ月連続の落ち込みです。アベノミクスの恩恵は、大企業と役員、株主に集中しています。昨年度決算で上位500社の利益はほぼ倍加で、株主配当、役員報酬はふえましたが、肝心の労働者の給与はほとんどふえていません。

今必要なことは、賃金引き上げなどで、国民の所得をふやすことです。消費税の再増税は中止すべきであります。

以上の趣旨から、消費税増税反対の意見書を上げてほしいというものであります。議員の皆さんのご理解とご賛同をお願い申し上げ紹介といたします。

○議長（八重樫友夫君）　ただいま議題となっております請願は、お手元に配付してあります請願文書表のとおり、総務委員会及び教育民生委員会に付託いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

散会

○議長（八重樫友夫君）　以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

午後０時35分　　散会